

飯塚事件の再審をもとめる福岡の会NEWS

NO12 (23, 12, 17) 飯塚事件の再審をもとめる福岡の会

Tel・fax 092-713-0144 〒810-0041 中央区大名2-2-51-403

Email: iizukajiken_saishin@yhoo.co.jp HP <https://www.iizuka-saishin.net>

事件のリーフが完成しました

お届けします。ご利用ください。

やっと、リーフが完成しました。3000枚作成しました。

意見や感想を、要望をお寄せください。次回の参考にさせていただきます。

飯塚市内で初めて街頭宣伝

10月9日、飯塚市のバスターミナル前で11月5日の市民集会の案内ビラ配布と再審をもとめる署名行動をおこないました。

ビラの受け取りもよく、署名には10人の協力がありました。その後、本町アーケード街でもビラ配りをしました。行動には10人が参加しました。



判決の犯行(殺害)時間に重大な疑問？

当時の新聞報道等から「死刑判決を考える市民集会」をひらく。新証言者の木村泰治さんも参加

11月5日、飯塚市内では4回目となる「市民集会」を穂波交流センターでひらきました。集会には34人が参加し、第2次再審請求審の新証拠「事件当日の午前10時30分頃から11時頃、八木山バイパスで後部座席におびえた様子の女兒を乗せた久間さんとは別の男が運転していた白の軽自動車を目撃した。」と証言された木村泰治さんも参加しました。清水信之世話人が、事件直後の新聞報道をもとに判決の事実認定の矛盾について報告しました。(同封資料参照)

木村泰治さんは、女児を目撃した状況を報告されました。



八木山バイパスでの目撃状況を話す木村泰司さん

「八木山バイパスの追越し禁止区間をのろのろ運転の車の後ろを走行して、禁止区間が解除されたところで追越す時に、坊主頭の若い運転手と顔面蒼白で恨めしい顔をした女の子を目撃した」「21日に事件を知り警察に電話した」「26、27日頃に警察がきた。車は白と言ったが、警察は紺色ではなかったか、とすでに犯人が決まっているかのような質問だった。警察には、料金所の監視カメラを確認すれば犯人の顔はわかるはずだ、といった」「裁判を傍聴にいったが、被告人は私が見た男とは全く違う人だった」「自分がもっと早く警察に通報していれば事件は起こらなかったの

では？ 弁護士にもっと早く連絡していれば死刑にはならなかったのではないかと今でも思っている」などと心情を含めてお話しをされました。

その後、参加者は質問や意見、感想などを出し合いました。最後に、10月28日が命日（死刑執行された日）の久間三千年さんに黙祷をしました。

[参加者の感想から]

○新証言者の木村さんも参加され、30年前の当時のことを生々しく語られました。犯人が捕まったと報道されたので黙っていようと思ったが気になったので通報した。警察にはあちこちの監視カメラをしらべたれいい、とまで話したとのこと。当時の新聞には午後1時30分ころ本町商店街などの目撃情報があります。警察はどう対処したのか？警察への不信を隠しきれません。久間さんは死刑にされたのです。捜査記録の開示はどうしても必要です。

○木村さんの生々しいお話しは、体験者でないと語れないと思った。早く連絡していれば、と思われている木村さんも冤罪犠牲者ではないか？と思う。

○2人を確認した捜査報告書などの証拠開示が必要。検察への要請を強めよう。

○2人を目撃した人を探して話を聞き、それを弁護団が裁判所にだしたら

○毎回の集会に飯塚市内からはじめて参加する人がある。飯塚市内に事件に関心をもつ人が増えていることは心強い。

判決は破綻した。

久間さんは犯人にはなれない

木村証言および当時の新聞報道と弁護団の三叉路検証から判決が久間さんを「犯人と仮定するに足りる事実」はあり得ないことになり、久間さんを「犯人と仮定」する前提事実はなかったことが明らかになりました。

1、八丁峠で目撃された時間には、まだ事件（殺人）は発生していない

- ① 木村証言と新聞報道は、仮に、20日午前11時ころ八丁峠の遺留品投棄現場にいたのが久間さん本人であったとしても、その時間には犯行はおきていない、現場にはまだ遺留品は投棄されていなかったことになります。
- ② 科学的に疑問視（2件のうち1件は判決も採用できなかった）されている石山死亡推定時間鑑定と事件当日もしくは翌日に聴取された多数の市民の情報、3年前I子ちゃん事件もあり一日も早く解決を望む市民の情報とどちらが信用できるのでしょうか？ さらに、その目撃情報を捜査員が髪型、服装、ランドセルなどから2人と確認したものが2件もあります。市民の情報はすべてが間違っていたのでしょうか？
- 木村証言と新聞報道から、久間さん犯人の仮定事実となっている、八丁峠での目撃情報と事件とは関係がないことになります。

2 久間さんは三叉路北側で女兒と遭遇できない（誘拐はできない）

- ① 弁護団の三叉路検証から、仮に、8時35分以降に三叉路を通過したボンゴ車が久間さんの車だったとしても、久間さんは女兒と会えていない。誘拐はできないことをあきらかにしています。
- ② 判決は、女兒はO女と離合後、三叉路を北側に戻り、その途中で誘拐された、と認定しています。
- ③ しかし、弁護団の検証で、O女の供述に信用性がないこと、すなわち、女兒が北側に戻ると他の4人全員に目撃されていなければならないのに、4人とも一貫して「女兒は見えていない」と供述・証言しており、女兒が北側に戻った、という判決の認定は疑問？
- ④ 4人の供述と新聞報道から女兒は三叉路でO女と離合した後、北側には戻らず、南側・学校側に向かい、その途中で誘拐された可能性が高い。
- 仮に、I氏が8時35分から40分の間に目撃したボンゴ車が久間さんの車であったとしても、北側から三叉路に入ってきた久間さんは南側に向かった女兒らと会うことはできない。誘拐はできない。

◇仮に判決の結論「八丁峠と三叉路で目撃されたのは久間車で運転していたのが久間さんだった」、としても上記のように久間さんには犯行は不可能です。「犯人と仮定するに足りる事実」がなかったことが明らかになりました。

弁護団は、木村証言（11時頃目撃）と関連して女兒を目撃者した人や当時の状況を知る人の話を聞きたい、紹介してほしいといっています。

心当たりがある方は岩田務法律事務所まで連絡をお願いします。ご協力をおねがいします。

☆岩田務法律事務所 電話092-711-9955 FAX092-711-9966

世話人からのお願いとお知らせ

20213年も残り僅かになりました。NEWN012Sをお届けします。

第二次再審請求審は、今年、弁護団が三叉路の検証結果を意見書として提出し、裁判所が検察に証拠リストの開示を勧告するなどの動きがありました。しかし、検察は証拠リストの開示を拒否しています。

私たちのこれまでの検証で、初期の捜査記録などの証拠開示が再審開始決定にとって重要なことは明らかです。例えば、捜査員が女兒だと確認した捜査報告書が開示される、その信用性が認められると、久間さんの無実を証明する新規・明白な証拠になります。

今年は、1月の全国現地調査、6月の第2回総会と「オレの記念日」上映会、11月の市民集会などに取り組みました。ご協力ありがとうございました。

2024年を再審の扉をあける年にするために以下について各位のご協力、ご支援をおねがいいたします。

1 署名の取り組みのお願い

- ①再審開始決定をもとめる署名
- ②検察へ 証拠開示をもとめる署名
- ③その他、再審開始をもとめている事件の署名

2 再審法改正をもとめる学習会など

3 運動をすすめる募金にご協力をお願いします。

*お知らせ

- ・第2回全国現地調査は準備の都合で春に計画します。
- ・みなさんからのご意見や要望などをお待ちしています。

全国総会に参加しました

捜査報告書の証拠開示をもとめる声を検察に

署名と募金